

一般社団法人日本肝臓学会 支部評議員選考に関する基準

平成 25 年 4 月 1 日

第1 一般社団法人日本肝臓学会（以下「学会」という。）支部会会則第 9 条第 7 項(評議員の選考に関する基準については、東・西支部長が協議して定める。)の規定に基づいて、この基準を設ける。

第2 学会の支部評議員は、次の各号に定める要件を具備する者でなければならない。

- (1) 継続 7 年以上学会員である者
- (2) 以下の 3 条件をすべて満たす者
 - ① 最近の 5 年以内に和文誌『肝臓』または欧文誌『Hepatology Research』に 1 編以上論文を発表している。
 - ② 肝臓学・肝臓病学に関する論文でファーストオーサー（もしくはコレスオインディングオーサー）のものを 1 編以上、査読を経て掲載される学術誌に発表している。
 - ③ 最近 5 年以内に学会が主催する学術集会で研究発表を積極的に行っている。
- (3) 大学・研究機関、病院および所在地における肝臓学の指導的立場にある者
- (4) 臨床系の場合、肝臓専門医であることを条件とする
- (5) 満 65 歳未満の者

なお、満 65 歳の基準日は、当該年の 3 月 31 日とする。

第 3 学会員として継続 10 年以上の者で、支部会における功労が特に著しい者は、前条第 1 号ないし第 3 号の規定にかかわらず世話人会の議を経て評議員となることができる。

第 4 学会支部会会則第 9 条第 2 項に規定する所定の申込書への推薦者については、学会の役員または支部評議員とする。推薦者が推薦することのできる者は 1 名とし、推薦の理由を付さなければならない。

注 この基準は、平成 23 年 3 月 23 日に開催された支部長会議において合意し、平成 25 年 6 月 5 日の理事会で承認された『一般社団法人日本肝臓学会支部会会則』に基づいて改正したものである。